

## 琉球銀行 ポジティブインパクトファイナンス

2025年12月3日

## 株式会社首里石鹼

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：石井 雅之

格付投資情報センター(R&I)は琉球銀行が首里石鹼に対して実施するポジティブインパクトファイナンスについて国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)が制定したポジティブインパクト金融原則(PIF原則)に適合していることを確認した。

R&Iは別途、琉球銀行のポジティブインパクトファイナンス実施体制がPIF原則に適合していることを確認している<sup>1</sup>。今回のファイナンスに関して琉球銀行の調査資料の閲覧と担当者への質問を実施し、実施体制が本件に適用されていることを確認した。

琉球銀行が実施するインパクトファイナンスの概要は以下のとおり。

## (1) 対象先

|      |  |
|------|--|
| 社名   | 株式会社首里石鹼                                   |
| 所在地  | 那覇市  |
| 設立   | 2011年4月                                    |
| 資本金  | 9,000万円                                    |
| 事業内容 | 【物販事業】SuiSavon-首里石鹼-運営<br>【保育事業】しゅりそら保育園運営 |
| 従業員数 | 181名(2025年10月末時点)                          |

## (2) インパクトの特定

琉球銀行は対象先の事業内容や活動地域等についてヒアリングを行い、バリューチェーンの各段階において発現するインパクトを分析し、特定したインパクトカテゴリをSDGsに対応させてインパクトニーズを確認した。また、当社の事業活動が影響を与える地域におけるインパクトニーズとの整合性について、持続可能な開発ソリューションネットワーク(SDSN)が提供するSDGダッシュボードなどを参照し確認した。

## (3) インパクトの評価

琉球銀行は特定したインパクトの実現を測定できるようインパクトの内容を整理してKPIを設定した。ポジティブインパクトはSDGs達成に寄与する取り組みとして追加性があると判断した。また、琉球銀行が掲げる重点課題(マテリアリティ)と方向性が一致することを確認した。

<sup>1</sup>2025年9月30日付セカンドオピニオン「琉球銀行 ポジティブインパクトファイナンス実施体制」  
[https://www.r-i.co.jp/news\\_release\\_suf/2025/09/news\\_release\\_suf\\_20250930\\_jpn\\_1.pdf](https://www.r-i.co.jp/news_release_suf/2025/09/news_release_suf_20250930_jpn_1.pdf)

## ① 地域資源を活用した商品拡大と商品提供の機会の創出

|           |  |
|-----------|--|
| インパクトの種類  | 社会的側面、社会経済的側面においてポジティブインパクトを増大   |
| インパクトエリア  | 「健康及び安全性」「健康と衛生」「文化と伝統」「零細・中小企業の繁栄」  |
| 関連する SDGs |    |
| 内容・対応方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ボタニカルハンドメイド石鹼やフォームソープ、ハンドソープ等の製品販売を通じて、美容や衛生状態の向上に貢献</li> <li>沖縄の自然を感じることができる商品の販売の場を県内外に拡充し、供給を拡大することで地域経済を活性化</li> <li>地元原料を多く活用することで沖縄の魅力発信の機会を創出し、地域の食材や花、文化の認知度向上に貢献</li> </ul>  |
| 目標と KPI   | <ul style="list-style-type: none"> <li>2028 年 3 月期までに、県内外で新たに 11 店舗以上出店を行う<br/>2025 年 3 月末：店舗数 27 店舗</li> <li>2028 年 3 月期までに沖縄県産の原料使用品目数を 30 品目以上とすることを目指す。そのほか、沖縄の魅力やブランド価値向上のための商品開発等の取り組みを実施する。(他企業とのパートナーシップにおける魅力発信の取り組み等)<br/>2025 年 3 月末：25 品目</li> </ul> <p>※いずれも 2029 年 3 月期以降の目標は改めて設定する</p> |

## ② 事業活動を通じた環境負荷低減に向けた取り組み

|           |  |
|-----------|--|
| インパクトの種類  | 自然環境的側面においてネガティブインパクトを緩和   |
| インパクトエリア  | 「廃棄物」「気候の安定性」「大気」  |
| 関連する SDGs |    |
| 内容・対応方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>社用車の EV・HV 車への置き換え推進</li> <li>販売店舗拡大の目標の下で商品取扱量を増やしていく中でも、適正量の仕入れ・在庫管理を徹底することで、廃棄商材の発生ゼロを継続</li> <li>商品の内容や特性に応じてパッケージの箱の必要有無を精査し、包装資材の廃棄物についても削減を推進</li> </ul>             |
| 目標と KPI   | <ul style="list-style-type: none"> <li>2028 年 3 月期までに社用車の EV・HV 比率を 50%以上とする<br/>2025 年 3 月期：17%(全 6 台中 1 台)</li> <li>首里石鹼事業における廃棄商材の発生量ゼロを維持する<br/>2025 年 3 月期：廃棄商材ゼロ</li> </ul> <p>※2029 年 3 月期以降の目標は改めて設定する</p> |

## (3) ひとりひとりの「豊かさ」につながる職場づくりの実現

|           |  |
|-----------|--|
| インパクトの種類  | 社会的側面においてポジティブインパクトを拡大<br>社会的側面においてネガティブインパクトを緩和   |
| インパクトエリア  | 「賃金」「健康及び安全性」  |
| 関連する SDGs |   |
| 内容・対応方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・売上高の増加による利益金額の増加を実現し、従業員給与の引き上げを行う</li> <li>・残業時間や勤怠管理を細かく確認することで、従業員一人一人の課題を把握し、残業時間の削減や有給休暇取得率の向上を図る</li> </ul>  |
| 目標と KPI   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2028 年 3 月期までに月間平均残業時間を 2 時間とする<br/>2025 年 3 月期: 2.4 時間</li> <li>・2028 年 3 月期までに有給休暇取得率 85%以上とする<br/>2025 年 3 月期: 77%</li> <li>・2028 年 3 月期までに、2025 年度 3 月期比 5%の賃上げを実現する<br/>2025 年 3 月期: 平均給与 359 万円</li> </ul> <p>※いずれも 2029 年 3 月期以降の目標は改めて設定する</p> |

## (4) モニタリング

琉球銀行は対象先の担当者との会合を少なくとも年に 1 回実施し、本 PIF で設定した KPI の進捗状況について共有する。日々の営業活動を通じた情報交換も行い対象先のインパクト実現に向けた支援を実施する。

以 上

### 【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれら的情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰賀性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されなければならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について 明示・默示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

品目、及び特許料金への適用性その他、一切の事項について、明示・暗示を問わず、向う表明文は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&I の R&I グリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対する R&I の意見です。R&I グリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、信用格付け業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付け以外の業務であって、信用格付け行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付け行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付けと誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&I グリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものではありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I は R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I が R&I ゲリーンボンドアセスマントを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これら的情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・默示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&I は、R&I グリーンボンドアセスマントを行うに際して用いた情報、R&I の R&I グリーンボンドアセスマントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報や R&I グリーンボンドアセスマントの使用、あるいは R&I グリーンボンドアセスマントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Lグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

### 【専門性・第三者性】

【専門性 第二回目】  
R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてR&Iのウェブサイト(<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>)に開示しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」といいます）。

R&I と資金提供者及び資本調達者との間に利益相反が生じる考え方によれば、資本関係及び人の間の関係はありません。

R&I と貢献提供者及び真金調達者との間に利益相反が生じるごくまれる真金関係及び人間関係はあります。